

岡野祐子教授退任記念論集によせて

法政学会会長・法学部長 前田 雅子

2021年3月末日をもって、私たちの敬愛する岡野祐子先生が定年により本学をご退職されました。先生のご在任中のご活躍と本学に対する多大なご貢献に感謝し、ここに「法と政治」の月号をご退任の記念論集として編纂し、先生に献呈させていただくことにいたしました。

岡野祐子先生は、大阪大学文学部卒業後、株式会社東京銀行で勤務され、兵庫県立高校で教鞭を執られた後に、大阪大学法学部に入学、さらに同大学院法学研究科に進学されました。その後、奈良産業大学教授を経て、2001年に本学法学部教授に就任されました。

岡野先生のご業績、ご活躍には、こうした職歴や学歴からも窺われるような豊かなバックグラウンドがあったものと拝察します。

本学法学部では、20年もの長きにわたり、国際私法の講義および演習を担当されました。国際裁判管轄や準拠法の決定などを取り上げられたご講義では、履修生が熱心に受講していました。丁寧に板書をされながら説明される先生のご講義は、受講生から分かりやすいと評判の高いものでした。先生の薫陶を受けて、この分野の研究者や専門職に進んだ学生も少なくありません。

岡野先生のご専門は、国際私法であり、イギリス、EUの比較法を中心に、主に国際民事手続法のご研究を積み重ねてこられました。とりわけブラッセル条約、およびその後のブラッセル規則改正の研究の第一人者とし

て他の追随を許さず、そのご業績は、広く民事・商事・家事にわたっています。

岡野先生の数多のご業績において中核をなすのは、単著である『ブラッセル条約とイングランド裁判所』（2002年刊行）、および『EU 国際裁判管轄規則 — 外なる視点からの検討』（2021年刊行）であるとお見受けいたします。

まず、『ブラッセル条約とイングランド裁判所』について、ヨーロッパにおいて国際裁判管轄規則および判決の執行に関する新たな統一ルールを形成したブラッセル条約（1968年）は、大陸法的規則を基盤としていることから、とくにコモン・ロー国においては、同条約の導入に際して、国内法との調整が少なからず必要とされましたが、同書では、この状況の下で、連合王国が同条約に加入して1982年法により同条約を国内法化した時期以降に、イングランド裁判所において示された判例の大きな変動について分析、検討が行われており、新しい条約規則との調和の道を模索するイングランド裁判所の姿が浮き彫りとなっています。

次に、『EU 国際裁判管轄規則 — 外なる視点からの検討』では、EU 規則のうち裁判管轄規則について、EU 非加盟国が関わる場合における EU 規則の適用範囲画定に焦点を当てながら、わが国を含む EU 非加盟国の視点から考察されています。たとえば EU の扶養規則は EU 非加盟国も対象としていることから、加盟国にいる当事者と離婚する場合は日本にも適用されることから分かるように、そこでは、EU 非加盟国に対する判例理論が日本にどのような影響を与えるかという論点が提示されています。この研究成果は、日本法に対して大変示唆に富むものであり、今後のわが国の学説判例・実務においても必須の研究書といえます。とくに、日本では子の扶養に関して、ハーグ私法会議により作成されるハーグ条約の締結が検討されているところであり、同書は今後必ず引用すべき著作になると思わ

2(2) 法と政治 73 卷 1 号 (2022 年 5 月)

れます。このご高著が評価され、2021年9月、大阪大学より岡野先生に博士号が授与されました。

学会活動においては、国際私法学会理事、同学会監事、国際法学会評議員を長年務められ、各種委員を歴任し、学界において多大な貢献をされてきました。

そのうえ、2017年度および2018年度には、法学部長および法学研究科委員長を務められ、法学部、法学研究科のために尽力されました。なかでも、法学部教育プログラム改革構想の策定を学部長として主導され、そのおかげで2021年度からの実施に漕ぎ着けることができました。そのほかにも、全学および学部において数々の役職を担ってこられました。

私事にわたり恐縮ですが、私は研究者として独り立ちした初めての職場で、先輩の同僚である岡野先生にお目にかかりました。そのとき以来、岡野先生が、大震災といった災厄をものともせず、家庭との両立を図りながら、研究、大学での役職、学界における活動に対して果敢に取り組まれているのを拝見し、そのお姿から多くのことを学ばせていただきました。

岡野先生が本学において多大なるご貢献、ご尽力をされたことにあらためて感謝申し上げるとともに、ご退職後も、先生の末永きご健勝とさらなるご活躍を心より祈念いたします。